

平成16年6月22日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

国連難民支援の認定NPO法人との遺言信託業務での提携について
～日本国連HCR協会と提携～

中央三井信託銀行株式会社（取締役社長 田辺和夫）は、遺言による寄附で難民支援活動に協力したいという希望者の手続面の便宜を図るため、特定非営利活動法人日本国連HCR協会（国連難民高等弁務官事務所日本委員会、代表理事 赤野間 征盛、東京都渋谷区）と遺産寄付を支援する制度で提携しました。

日本国連HCR協会は、国連の難民支援機関である国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の日本委員会として設立され、日本における寄附窓口として募金・広報活動を展開しており、寄せられた寄付金は随時、ジュネーブのUNHCR本部へ送金されています。

世界各地での紛争の勃発等による難民支援の必要性がますます増大しており、同協会としても、寄附受入れを強化する一環として、弊社との提携に至ったものです。

なお、同協会は、法人格を取得しており、同協会への遺贈による寄附金については、相続税が原則として非課税となります。

弊社は、これまでも私立大学等を中心に数多くの法人先と「遺贈による寄附支援サービス」の提携を進めてきていますが、今後も、遺贈による社会貢献をお考えの方々へのサービス提供として、本サービスの推進に取り組んでまいります。

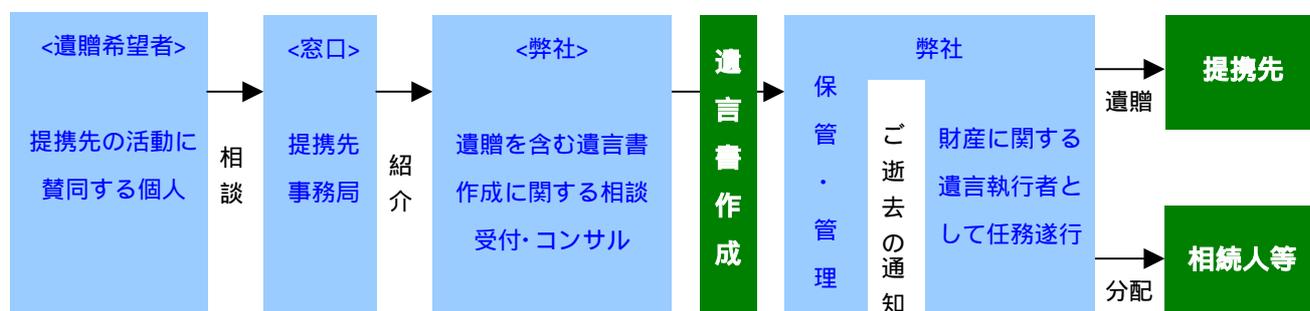
【添付資料】

別紙・・・本サービスの概要

以上

【本サービスの概要】

基本スキーム



難民支援のため同協会に遺贈による寄附の相談・申し出があった場合には、遺贈希望者の同意を得たうえで弊社をご紹介いただき、弊社の専門スタッフが同協会への遺贈を含む遺言書全般にわたるコンサルテーションを行い、作成された遺言書の保管と将来の遺言執行を一貫してお引き受けし、難民支援の寄附の実現をお手伝いします。

なお、遺言書の作成・保管、遺言執行に係る所定の費用・報酬は、遺贈希望者のご負担となります。

以上